

いわちゃん ポスト

岩井やすのりの県政かわら版

千葉県議会議員



岩井やすのり

プロフィール 1970年(昭和45年)生まれ 48歳
早稲田大学大学院 政治学研究科修了
H27年 千葉県議会議員 2期目当選
県土整備常任委員、県視覚障害者協会評議員

岩井やすのり 議員事務所

TEL: 0476-36-7799

HP: <http://www.iwai-y.jp> メール: mail@iwai-y.jp

印旛郡栄町安食台 2-26-23(栄町役場前大山ビル 2F)

食品衛生監視員の無資格任用 事実認め県が謝罪

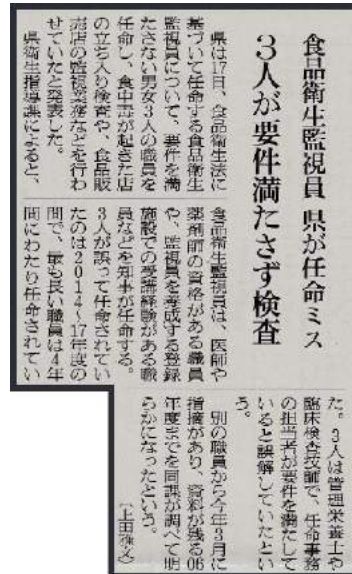
岩井が指摘をし、いわちゃんポスト4月号にて取り上げてきた、県健康福祉センター(以下、県保健所と表記)における県職員の食品衛生監視員への無資格任用問題について、県は一部の事実を認め、記者会見を開く事態となっています。

●臨床検査技師など3事例 4件の行政処分に関与

食品衛生監視員とは、食の安全を確保するため、飲食店の営業許可にあたっての実地調査や、営業施設に対する監視や指導などを行う行政職員のこと。裁判官の令状なしに営業施設に立ち入る等の重大な権限を持っており、同職に任用される県職員は、「医師、歯科医師、薬剤師または獣医師」、「県から登録を受けた養成施設において課程を修了した者」などの法定要件を満たした者に限られます。

今回明らかになったのは、2014~17年度に任用されていた3人で、最も長い職員は4年間にわたり任用されていたと言います。資格のない栄養士が任用されていた2事例の他、いわちゃんポスト4月号で指摘した、資格のいずれにも該当しない「臨床検査技師」を任用していた事例もやはり含まれていました。

県は任命にあたっての確認が不十分だったと陳謝す



一方、誤って任用されていた3職員が関わった4件の行政処分(食中毒による営業停止処分等)については、「複数の監視員が調査を担当し、各保健所で総合的に判断した結果」であるとして、問題はないとの認識を示しています。

●年間わずか10日で、食品衛生行政の経験?

一方で、保健所に勤める栄養指導員としての2年間の事務経験を以て、食品衛生監視員に任用してしまっている問題は、依然として解決していません。

食品衛生監視員の任用資格として、「栄養士で、2年以上、食品衛生行政に関する事務に従事したもの」が含まれていますが、県担当課は、栄養指導員が食品衛生監視員に同行し給食施設指導を行っていることを根拠に、食品衛生業務に従事したと認定し、食品衛生監視員への任用を繰り返しているのです。

しかし、複数の保健所にて聞き取り調査を行った結果、①給食施設指導の現場で、栄養指導員が厨房に立ち入ることは皆無であること、②栄養指導員1人あたりの給食施設指導件数は、印旛保健所の年間約100件に対し、香取保健所で年間約35件と大きな開きがあるにも関わらず、一律に食品衛生行政経験とみなしていること、③栄養指導員は付随業務を含め、給食施設指導に年間10日ほどしか携わっていないこと、等が明らかとなっており、栄養指導員が保健所にて給食施設指導にあたったことを、一律に食品衛生行政経験とみなすには大きな無理があるのです。

記者会見に至るまでに隠ぺいが繰り返されたり、内部通報者に圧力がかけられたりと、問題が払拭されたとはいえない状況です。全容解明と改善を求め、引き続きしっかり働きかけてまいります。

印西市草深の宅地開発問題 違法業者への対応強化を

印西市草深の市街化調整区域にて横行している、業者による違法開発問題。開発行為の認定について、国や県を巻き込んでの働きかけを行った結果、市当局も見解を修正。市と協議の場を設け、違法業者への対応強化を求めています。

●個人による宅地開発に擬装し、公園等の設置を免れ

業者が開発許可を得ないまま、土砂の搬入やコンクリートブロック塀の築造等の開発行為を行い、土地購入者決定後に個別に購入者名義で開発許可申請を行わせるといった、印西市草深で横行する擬装的宅地開発の実態について、昨年夏以来弊紙にてお伝えしてきました。

本来、宅地開発の対象となる一団の土地について予め開発許可を受けるべきところ、購入者名義で個別に開発許可を申請させることにより、個人による自宅用の宅地開発に擬装。結果、業者は調整池や消防水利、公園といった公共施設の設置負担を免れてきました。(※) 言い換えるならば、公園などの住民にとって必要な公共施設を設置させるためには、一団の土地についての開発許可を予め開発業者に取得させる必要があるのです。

●「業者による分合筆は開発行為」市も見解を修正

宅地開発は、土砂搬入→コンクリートブロック塀築造→ゴミ置場の築造→販売用立看板設置といった形で進むものですが、市側は「土砂搬入やコンクリートブロックだけでは開発行為と断定できない」「ゴミ置場築造だと(開発行為が)色濃くなる」等とし、業者による宅地造成行為について、開発許可を必要とする開発行為であるとの認定に極めて弱腰だったのです。

そこで着目したのが、宅地開発行為のそもそもの発端となる土地の分合筆。印西市は「土地の分合筆を以て、

ただちに開発行為と断定できない」として、業者による土地の分合筆行為に開発許可の取得を求めてきませんでした。これは国の開発許可制度運用指針に反するところなのです。

3月来、この点の妥当性について国交省都市計画課に照会。「不動産業者が業として行うような宅地分譲において、『単なる分合筆』として開発行為に該当しないとする(印西市の)解釈は妥当性を欠く」との国の見解が得られ、4/24に国交省を訪れた県および市担当課も共有することに。ここでようやく、印西市が、許可なく進める業者による宅地開発の違法性について認めることとなったのです。

●悪質業者へ厳罰処分～証拠積上げと県との連携を

5/1に行った市担当課との協議では、分合筆をはじめとする宅地開発の疑いが濃い事案について、業者を呼び出して指導を行う等の対応強化の必要性を確認。さらに、度重なる指導にも関わらず宅地開発を続ける等の悪質業者について営業停止等の厳しい処分が行えるよう、証拠の積み上げと所管する県担当課との連携の徹底を求めているところです。

適正な公共施設の整備がないままの宅地開発は、住環境の悪化を招くだけです。印西市草深においては、軌道修正ができる最後のチャンスであり、引き続き粘り強い働きかけを行ってまいります。



左端)コンクリートブロック塀の築造
右端)開発許可前の違法な現地立看板

印西市草深の違法開発問題



※ 「一団の土地」に関わる開発許可では、自宅用の宅地開発に比べ厳しい技術基準が課される。区画内の通り抜け可能な幅員 6M 以上の道路、消火栓(消防水利)等の安全防災上の施設、公園など、開発面積に応じた公共施設の整備が義務付けられている。(都市計画法 33 条)